

《取扱加盟店募集要項》

1. 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛などの影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えています。このため、甚大な影響を受けている飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体の需要喚起キャンペーンを展開します。

2. 事業の概要

- (1) 名称 Go To Eatキャンペーン
- (2) 発行者 Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局（以下「事務局」という）
- (3) 発行額 総額100億円（プレミアム率25%）
- (4) 発行内容 1冊12,500円
額面1,000円×10枚、500円×5枚の15枚
- (5) 販売額 1冊10,000円で販売
- (6) 使用期間 令和2年10月23日（金）から令和3年3月31日（水）まで
- (7) 販売方法 事務局ホームページにて予約（予約番号発行）を行い、予約後2日から10日以内に、ファミリーマート店頭が多機能端末（Famiポート）にて受付、レジにて支払い・受け渡しを行う
- (8) 販売店舗 全国16,618カ所（2020年7月現在）のファミリーマート
- (9) 販売期間 第一期 令和2年10月23日（金）から令和2年11月30日（月）まで
~~第二期 令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）まで~~
※予約期限は1月31日まで、支払い・受け取り期限は2月11日までとなります
※在第二期販売は停止中です。再開次第お知らせいたします。
- (10) 購入対象者 特に定めない
- (11) 購入限度 1名につき1回2冊まで（回数に限度は設けない）

3. 取扱加盟店の募集資格

- (1) 埼玉県内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。
- (2) 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。
- (4) 反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。
- (5) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。
- (6) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底している店舗。また、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入している店舗。
- (7) 特定の宗教または政治団体と関わるものは除く。
- (8) 公序良俗に反するものは除く。
- (9) その他事務局が不相当と認めるものは除く。

4. 取扱加盟店の募集期間

令和2年9月30日（水）から令和3年11月15日（月）まで

5. 取扱加盟店の登録方法

- (1) 取扱加盟店登録希望者は、募集要項および約款、個人情報保護方針に同意の上、事務局ホームページからWEB申込みを行うか、『取扱加盟店申込書（様式A）』『参加飲食店同意書（様式B）』を所定提出先にFAXにて提出して下さい。

- (2) 県内に複数店舗をもつ事業者については、一括申込みが可能です。『取扱加盟店一括登録申込書（様式C）』『参加飲食店同意書（様式B）』を、所定提出先にメールにて提出して下さい。事務局ホームページにてWEB申込みを行う場合は1店舗毎の申込みをお願いします。取扱加盟店一括登録申込書は事務局ホームページにてダウンロードができます。
- (3) 『取扱加盟店申込書（様式A）』『参加飲食店同意書（様式B）』は事務局ホームページでも入手できます。
- (4) 事務局ホームページ
<https://saitama-goto-eat.com>
- (5) F A Xによる提出先
 Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局 F A X番号048-649-4510
- (6) 当該申請者が登録資格を有することを確認の上、事務局から、当該申請者に取扱加盟店キット（決定通知書、マニュアルなど）を送送します。キットの送送をもって認定とします。認可できない場合はメール、又はF A Xにてご連絡いたします。
- (7) 登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。
 - ① 申込内容に虚偽・不備があった場合
 - ② 事業約款、募集要項に違反する行為があった場合
 - ③ 事務局が登録を取り消すと判断した場合
- (8) 取扱加盟店の情報は事務局作成のホームページに掲載します。

6. 取扱加盟店の責務、食事券の取り扱いについて

（詳細については後日お渡しする取扱加盟店マニュアルを参照してください）

- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。
- (2) 食事券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 食事券額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (6) 取扱加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと。また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (7) 使用期間を過ぎた食事券は受け取らないで下さい。
- (8) 事務局から配布された加盟店の告知ポスターは、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組み、申請案内事務局（農林水産省設置）から配布された感染症対策ツールを掲示すること。
- (10) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底すること。また、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入すること。
- (11) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察に通報するとともに、事務局に報告すること。
- (12) 食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
 ※食事券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (13) 約款、取扱加盟店マニュアルに定める各項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

7. その他

- (1) 取扱加盟店登録料は無料です。
- (2) 換金は最大月2回です。換金手数料・振込手数料は事務局が負担いたします。
- (3) 食事券の取扱い、換金方法など詳細については、取扱加盟店マニュアルを参照下さい。
- (4) 事業約款、募集要項、取扱加盟店マニュアルに違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損害賠償の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- (5) 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- (6) 内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。